

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成25年7月9日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-005	平成25年7月3日	京都市左京区聖護院川原町53番地及び54番地、同区吉田下阿達町46番地及び46番地の29並びに同区吉田橘町41番地

2 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)